

○富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会設置要綱

平成 16 年 9 月 29 日

告示第 175 号

(設置)

第 1 条 富士見市自治基本条例(平成 16 年条例第 9 号。以下「条例」という。)に基づく市民参加及び協働のまちづくりを推進するに当たり、広く市民の提案を求めるため、市民参加及び協働推進市民懇談会(以下「市民懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民懇談会の所掌事務は、本市の市民参加及び協働のまちづくりの推進に関する提言を行うこととする。

(組織)

第 3 条 市民懇談会は、おおむね 10 人の委員をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、推薦又は公募によるものとし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 市民懇談会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、市民懇談会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 市民懇談会の庶務は、自治振興部協働推進課において処理する。

(平 19 告示 79・一部改正)

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 16 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日告示第 79 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日告示第 100 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。